

## 低入札価格調査制度に係る特記仕様書

### 第1 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング

請負者は、工事執行担当課長の求めに応じて、施工体制台帳及び下請負人通知書を工事執行担当課長に提出しなければならない。

また、上記書類の提出に際して、その内容のヒアリングを工事執行担当課長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。

### 第2 施工計画書のヒアリング

請負者は、仕様書等に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事執行担当課長から求められたときは、これに応じなければならない。